

第6号様式 2022年10月改定版【手書き用】

保護者記入欄	児童氏名		生年月日(西暦)							(主な) 利用施設・事業名			
	(フリガナ)	2	0			年			月			日	() (区)
	(フリガナ)	2	0			年			月		日	() (区)	
	(フリガナ)	2	0			年			月		日	() (区)	

【保護者の皆様へ】

- ・この復職証明書は、**復職後に**就労先事業者等に記入してもらったうえで、**復職後2週間以内**に提出してください。
- ・この証明書は、利用調整には使用しません。
- ・提出された証明書は返却できません。記入漏れの場合には再度ご提出いただく場合があります。
- ・証明書の内容に関して、就労先事業者等に電話等で確認する場合があります。
- ・記載内容が事実と異なっている場合、給付認定を取り消すことがあります。
- ・4月入所の場合、現況確認に必要な就労証明書の代わりとしてこの復職証明書のコピーを提出することができますので、コピー等をとって保管することをおすすめします。
- ・復職する際に転職した場合は、復職証明書ではなく、就労証明書をご提出ください。

復職証明書

就労先事業者記入欄		※記入日時点での状況をご記入ください。太枠内をすべてご記入ください。(数値は右づめ)											
事業所名		記入年月日(西暦)	2	0			年			月			日
雇用主(代表者名)		記入者氏名											
所在地		記入者電話番号	- -										

下記の内容について、事実であることを証明します。

就労者氏名	姓											名										
採用年月日	西暦							勤務地の住所														
仕事内容																						
復職年月日	西暦							終了する休業の種類							該当する番号を記入してください。							
	年 月 日							番号							1: 育児休業 2: 産後休業 3: その他()							
休憩時間を含む労働契約上の就労時間 ※いずれか1か所以上を記入	1か月あたり	時間		分		※復職後の休憩時間を含む労働契約上の就労時間(残業時間は含みません。)を記入してください。 ※育児短時間勤務により所定労働時間を短縮する場合は、短縮後の就労時間を記入してください。 ※就労時間が固定されていない等、労働契約上の就労時間が明示できない場合は、標準的な就労時間を記入してください。 ※裁量労働制で時間が書けない場合は、みなし労働時間を記入してください。																
	1週あたり	時間		分																		
	1日あたり	時間		分																		
労働契約上の就労日数 ※いずれか1か所以上を記入	1か月あたり	日		※復職後の就業規則や契約で決まっている休日を除いた就労日数を記入してください。 ※育児短時間勤務を取得する場合は、取得時の就労日数を記入してください。																		
	1週あたり	日		※就労日数が固定されていない等、労働契約上の就労日数が明示できない場合は、標準的な就労日数を記入してください。																		
有期雇用契約の更新可否・期間 ※該当の場合記入	該当する番号を記入してください。							西暦							西暦							
	番号							年 月 日 ~							年 月 日							
育児短時間勤務の取得有無 ※該当の場合記入	該当する番号を記入してください。							その他特記事項														
	番号							1: 取得有 2: 取得無														

復職証明書 記入上の注意

就労先事業者の皆様へ

- ・復職証明書の太枠内（就労先事業者記入欄）をご記入ください。
- ・横浜市では、復職証明書への押印・署名を不要としています。
- ・訂正の際は、二重線で消し、近くに訂正後の内容をご記入ください。
※修正液や消せるペンは使用できません。
- ・記入漏れ等がある場合、再度提出を求める場合があります。
- ・横浜市から証明書の内容に関して、連絡する場合があります。

保護者の方へ

- ・復職証明書の上部（保護者記入欄）をご記入ください。
- ・太枠内（就労先事業者記入欄）は、必ず就労先事業者に記載してもらってください。
- ・この様式は被雇用者の方向けの様式のため、自営業者の方は使用できません。

復職証明書の無断作成、改変はしないでください。

事業者名が記名されている復職証明書等を無断で作成し、または改変を行ったときには、申請内容に虚偽があるものとして、給付認定および利用（利用の内定を含む）を取り消すことがあります。

また、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ると考えられます。